新座市国土強靱化地域計画



令和6年3月

新座市

目 次

第	1	章	はし	がめ	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	第	定定の	趣旨	i •	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	
	2	1	画の	位置	计	け			•	•	•	•	•								•	•		•	•	•		•		1	
第	2	章	本市	っの	地	域	特	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1	É	然環	境σ)特	性			•	•	•	•									•	•			•	•		•		3	
	2	社	会環	境σ)特	性			•	•	•	•						•			•	•						•		4	
	3	本	市の	災售	译	歴			•	•	•	•						•			•	•						•		8	
第	3	章	基本	5的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	1	楚	見定す	るリ	ノス	ク			•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•		•	•		•	1	2	
	2	基	本目	標・	•	•			•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•		•	•		•	1	3	
	3	事	手前に	備え	こる	ベ	き	目	標	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	
第	4	章	脆弱	弱性	評	価	結	果	<u> </u>	拊	ŧi	焦っ	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	1	脈	弱性	評価	f の	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	
	2	起	且きて	はな	こら	な	١١	最	悪	の	事	態	(IJ	ス	ク	シ	ナ	リ	才)	の	設	定	•	•	•	•	1	4	
	3	脈	弱性	評価	話結	果	`	推	進	方	針	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	
	4	放	策分	野の) 設	定	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	
第	5	章	計画	回の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	1	<u> </u>	画の	推進	と	進	捗	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8	
	2	計	画の	見直	ΙU	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8	
別	紙	(j	資料額	扁)																											
	1	脈	弱性	評価	Б 結	果	ح	推	進	方	針																				
	2	交	付金	・補	亅助	金	対	象	事	業	_	覧																			

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定されました。平成26年6月に国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が定められました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められ、都道府県及び市町村においても、その区域における国土強靱化の施策推進(以下「国土強靱化」という。)に関する内容を定め、他の計画等の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされています。埼玉県では、この規定に基づき平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を策定しています。

本市においても、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、新座市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

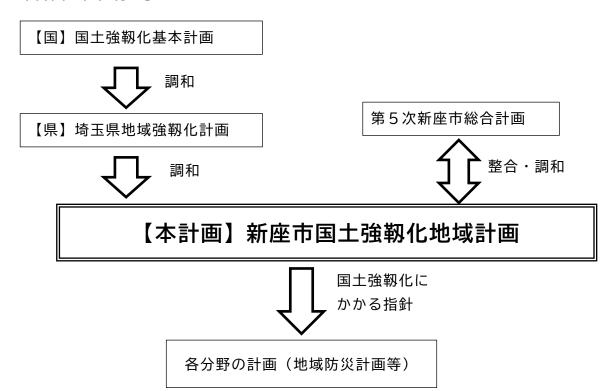
2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本計画は国の基本計画や県地域計画と調和を保ち、本市の総合的な行政計画である「第5次新座市総合計画」(以下「総合計画」という。)と調和と整合性を図るとともに、「新座市地域防災計画」や各分野の計画等の国土強靱化に係る指針となるものです。

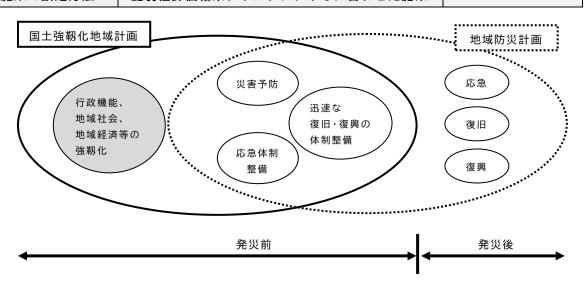
なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は、発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画です。

本計画の位置付け】



【地域防災計画との関係】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災後
施策の設定方法	脆弱性評価結果、リスクシナリオに合わせた施策	_



第2章 本市の地域特性

1 自然環境の特性

(1) 位置

本市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約25km圏内に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.78km²を有しています。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接し、地域の半分が東京都に接する武蔵野の面影を残す数少ない都市です。

(2) 地形

本市は、武蔵野台地と呼ばれるほぼ平坦な台地上に位置しています。この平坦な台地を南西から北東に流れて新河岸川に注ぐ北の柳瀬川と南の黒目川が台地を開析し、 それぞれ低い段丘と谷底平野を形成しています。

市域の主部が位置する台地は別称「野火止台」とも呼ばれ、柳瀬川から西北部は「所 沢台」、黒目川から東南部は「朝霞台」とも呼ばれています。

(3) 地質

本市及び周辺の地質は、大部分関東平野を構成する第四系(第四紀)の地質から成り立っています。本地域を含めて、武蔵野台地は、関東山地を侵食して流れた諸河川のうち、古多摩川の流域にあたり、大部分は古多摩川によって運搬されてきた砂礫層やシルト層・泥層から構成されています。

武蔵野台地は海水準の低下に伴い、侵食が進み、形成時期の違いでいくつかの地形面を作っています。離水(海水準の低下や土地の隆起で土地が相対的に高くなること)した地形面上には関東ロームと呼ばれる火山灰などが重なっており、離水時期の違いによって関東ローム層の層厚も異なっています。

本地域は地形も地質も北北東にやや傾斜しています。これは埼玉県加須市付近を中心に沈降し関東の周辺部が相対的に隆起したいわゆる「関東造盆地運動」によるものと考えられます。

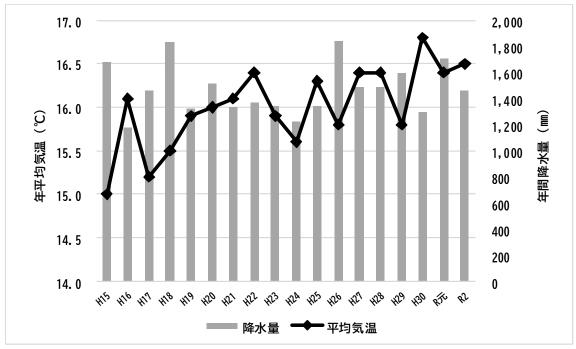
(4) 河川

本市は、その南東側をほぼ黒目川によって、北西側を柳瀬川によって境されており、 両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいます。

(5) 気候

本市は、太平洋側気候の地域にあり、夏は南東からの季節風の影響を受けるため、 高温で降雨量が多く、冬は北西からの季節風の影響を受け、山越しに冷たく乾いた風 が吹くため、空気が乾燥し、晴天の日が多いという特徴があります。 令和2年の平均気温は16.5℃で、最高気温は39.5℃(8月)、最低気温は-2.5℃(2月)でした。また、年間降水量は1456.5mmで、月最大降水量293.5mmでした。

【年平均気温と年間降水量】



資料:埼玉県南西部消防本部

2 社会環境の特性

(1) 人口

本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和30年3月、大和田町と片山村が合併して誕生しました。合併当時11,700人であった人口は、その後、都市化とともに急増し、昭和45年には73,450人に増加した。同年11月1日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和2年10月1日現在、世帯数76,430世帯、人口166,220人となっています。

本市の昼夜人口、及び流入・流出人口は次項のとおりで、多くの就業者や通学者が 市内に流入または市外に流出しています。そのため、大規模な地震等が発生した場合、 多くの就業者及び通学者は帰宅困難者となる可能性があります。

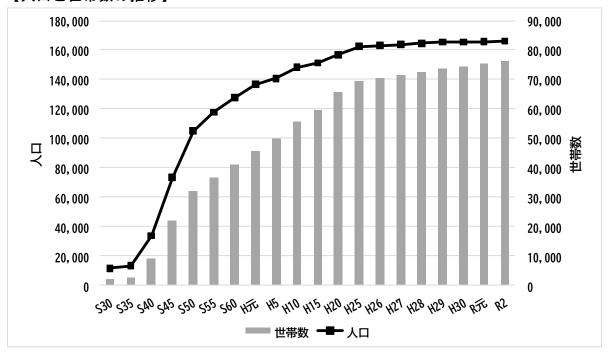
災害が発生した時に避難行動や避難生活において特に配慮が必要となる高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、一般的に「要配慮者」とされ、それぞれの人口は次のとおりです。

【要配慮者人口】

高齢者(65歳以上)	42,276人(令和2年1月1日現在)
乳幼児(6歳以下)	9,448人(令和2年1月1日現在)
障がい者	6,051 人(身体障がい者 4,284 人、精神障がい者
	1,767人)(令和元年度障がい者手帳交付状況)
外国人	3,726人(令和3年1月1日現在)

資料:統計にいざ

【人口と世帯数の推移】



注)昭和30年は国勢調査人口、昭和35年以降は住民登録人口です。

資料:総理府「国勢調査報告」、市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」

【昼夜人口】

	\ — 1								
	昼間		流入人口			流出人口		夜間	昼夜
年次	人口 (A)	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者	人口 (B)	人口差 (B-A)
平成2年	109,112	28,856	20,905	7,951	58,074	47, 319	10,755	138,330	29,218
平成7年	114,750	31, 326	23, 126	8,200	60,767	51, 423	9,344	144, 191	29,441
平成 12 年	122,124	30,672	22,862	7,810	57, 729	50,614	7, 115	149, 181	27,057
平成 17 年	127,534	31, 357	23,968	7,389	55,996	49,609	6,387	152, 173	24,639
平成 22 年	136,828	31,562	23, 749	7,813	53, 511	47, 213	6,298	158,777	21,949
平成 27年	138,995	31,607	23, 931	7,676	54, 734	48,469	6,265	162,122	23, 127

資料:総務省統計局「国勢調査報告」

(2) 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震(昭和43年)を教訓に見直しが行われ、 より高い安全性を求めて基準を補足し修正されました。さらに、昭和56年に宮城県 沖地震(昭和53年)を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が 大幅に改正されました。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても 被害が少なくなっています。

本市の住宅は、平成30年10月1日現在、全部で67,320棟あり、そのうち耐震上問題のある昭和56年以前に建築された住宅は12,110棟で全体の約18%を占めています。その中でも昭和46年以前に建築された住宅は4,540棟で全体の約7%を占めています。

(3) 交通

① 道路

本市には、関越自動車道が本市の南側を北西に向かって横断し、市内にインターチェンジはありませんが、新座料金所が設けられています。関越自動車道の北側を国道254号が平行して横断し、本市の北西部を縦断している国道463号が関越自動車道の所沢インターチェンジと国道254号とを結んでいます。また、志木街道(県道)と片山県道がほぼ平行に本市を縦断しており、その間を、平林寺大門通り(主要地方道)と水道道路(主要地方道)が平行して通っています。

② 鉄道

本市では、市内を走行する東武東上線とJR武蔵野線、また、隣接市を走行する 西武池袋線が市民の足として利用されています。

東武東上線志木駅の旅客状況、新座駅及び新座貨物ターミナル駅の旅客及び貨物の状況は以下に示すとおりです。

【志木駅旅客利用状況】

	旅客(人)											
年度	乗	車	降車									
	総数	1日平均	総数	1日平均								
平成 27 年度	18,816,954	51,412	18,908,562	51,662								
平成 28 年度	18, 914, 463	51,820	18, 965, 373	51,959								
平成 29 年度	19, 181, 535	52,552	19, 233, 615	52,695								
平成 30 年度	19, 260, 207	52,768	19, 317, 835	52,926								
令和元年度	19, 138, 047	52,290	19, 181, 369	52,408								

資料:東武鉄道株式会社鉄道事業本部

【新座駅及び新座貨物ターミナル駅】

年度	旅客乗車	三(人)	貨物(t)			
十尺	総数	1日平均	発送	到着		
平成 27 年度	7, 208, 494	19,695	349, 404	887, 959		
平成 28 年度	7, 398, 555	20,270	339,854	898, 165		
平成 29 年度	7, 524, 779	20,615	343,071	877, 929		
平成 30 年度	7, 666, 478	21,004	303,697	763, 313		
令和元年度	7, 763, 958	21, 213	297, 458	710, 251		

注)旅客降車数は、調査されていません。

資料:東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、日本貨物鉄道株式会社関東支社

③ 橋梁

本市には黒目川、柳瀬川、中沢川及び野火止用水が流れており、それらに架かる 橋梁の現況は以下に示すとおりです。

【延長別橋梁状況】

(令和2年4月1日現在)

		総	数	石橋及び	コンクリート橋	鋼橋		
	区分	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上	25m 未満	25m 以上	
	橋数	37	19	36	-	1	19	
橋延	延長(m)	115.9	770.0	105.6	_	10.3	770.0	
橋面	面積(㎡)	498.2	5294.6	477.7	-	20.5	5294.6	
幅	員(m)							
	最大	13.3	16.0	11.3	-	2.0	16.0	
	最小	3.3	1.5	1.3	_	2.0	1.5	

注)この表は、河川、水路、道路に架かる橋梁を示します。

資料:道路課

(4) 土地利用

明治以来、柳瀬川流域(大和田町)と黒目川流域(片山村)に広く耕作されていた水田が、近年、都市化の影響により宅地化が進み、平成3年にはついに市内の水田は皆無となりました。江戸時代の新田開発に伴う野火止用水の開発により、台地上の畑作は、時代を経ても大きく変わることなく近郊農業の役割を果たしてきましたが、近年の宅地化の波により次第に減少する傾向にあります。

現在、本市の地目別土地面積の中で最も大きいのが宅地で、その割合は市総面積の45.9%を占めています。次に大きいのが雑種地で23.7%、次が畑の15.8%となっています。

過去5年間の土地利用の推移は次のとおりです。

【地目別土地面積】

(単位: アール、各年1月1日現在)

地目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
田	0	0	0	0	0	
畑	39,396	38,745	37, 751	36,517	36,049	
宅地	102,064	102, 345	101,612	103, 792	104, 620	
山林	8, 781	8,608	8,573	8, 282	8, 165	
池沼・原野	0	0	0	0	0	
雑 種 地	53,014	53, 599	54,460	54, 155	54,004	
その他	24,545	24,503	25, 404	25,054	24, 962	
計	227, 800	227,800	227,800	227,800	227,800	

資料:資産税課「固定資産概要調書」

(1) 地震災害

本市の地震災害の履歴については、新座市史等、本市の資料には見当たりませんが、 隣接する志木市の記録では、安政江戸地震による引又地区の土蔵の被害、関東大震災 による宗岡村の全半壊50戸の被害が報告されています。これらの地震被害によると、 志木市では、宗岡地区等、荒川及び新河岸川沿いの低地に被害が集中していると言え ます。液状化による被害についても、関東大震災時には羽根倉橋上流側から秋ヶ瀬橋 付近にかけての荒川沿いの河川敷で発生しており、詳しい被害状況は明らかでありま せんが、荒川沿いの軟弱な地盤が分布する範囲では液状化が発生するものと考えられ ます。

以上から、本市では過去において埼玉県下に大きな被害をもたらした地震の発生に 際しても、特記すべき大きな被害の発生はなかったと考えられます。

【埼玉県に大きな被害をもたらした主な地震】

発生年	月日	М	緯度	経度	深さ (km)	震央距離 (km)	速度震幅 (kine)	震源地域
818.	7. 7	7.5	36.50	139.50	_	73	5.14	関東諸国
[被害]		・下総・日	立・上野・ ⁻	下野等、山崩	れ谷埋ま	まること数!	里、百姓の圧	死者多数。
1855.1	1.11	6.9	35.65	139.80	_	26	6.91	江戸

[被害記述]

激震地域は江戸の下町で民家の倒壊は14,346件、土蔵の倒壊は1,410件。地震の出火による焼失面積は0.22km×10kmに及んだ。死者は1万人位であろう。埼玉県では、荒川沿いに熊谷辺りまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川〜利根川間の52ヶ村の村ごとの被害率9〜73%。ほとんどが液状化による被害と考えられる。

1894. 6.20 7.0 35.70 139.80 - 22 9.00 康京湾

[被害記述]

被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24人、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316ヶ所。埼玉県では南部で被害があった。飯能では山崩れ、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25、南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

1923. 9.	1	7.9	35.20	139.30	_	79	8.10	関東南部

[被害記述]

死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、 焼失447,128軒、流出868軒。埼玉県の被害、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全 壊9,268軒、半壊7,577軒。

[被害記述]

埼玉県の被害、死者11名、負傷者114名、全壊家屋172軒、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。

2011. 3.11 9.0 38.62 142.51.6 24 - - =	上陸冲
--	-----

[被害記述]

東北地方を中心に死者15,883名、負傷者6,144名、行方不明者2,676名。(埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194軒、一部破損16,161棟、火災発生12件。

(2) 風水害

本市及びその周辺地域における洪水関連の災害履歴は、以下に示すとおりです。

① 河川の氾濫履歴

本市では、昭和33年9月の狩野川台風と昭和41年6月の台風4号により柳瀬川と黒目川が氾濫し、広い範囲に渡って浸水しました。浸水の大半は、明治以来、水田が耕作されていたところです。かつては、水田が洪水の調節機能を果たしていましたが、そこに集落が形成されたために、保水・遊水機能が失われ洪水被害を受けるようになったと考えられます。

しかし、本市の場合、昭和40年代の後半から、柳瀬川には堤防が築かれ、黒目川は河道を改修したため、それ以降は現在に至るまで、新河岸川流域で大きな洪水被害が発生したときでも、本市域では河川氾濫に伴う洪水被害は起こっていません。

② 内水氾濫履歴

都市化の進展に伴い、比高の小さい平野では谷底平野に限らず、段丘上でも異常な降雨によりしばしば浸水します。谷底平野では本川の排水機能は良くても、水位が上がることにより周囲の小河川や排水路から本川への排水ができなくなり、いわゆる内水氾濫を起こします。

本市では、柳瀬川及び黒目川の河川改修後、氾濫による洪水被害は起きていませんが、改修後でも、平成3年9月の台風18号により、黒目川流域の谷底平野及び段丘上が小範囲の水害に見舞われました。

【災害履歴(大雨(洪水)・大雪関連)】

年月日	災害名	被害概要	観測値
1958(S33) 9.25~27	暴風雨 (台風22号) (狩野川台風)	死者2名、負傷者2名、行方不明者1名/住家被害: 全壊3棟、半壊3棟、流失1棟/住家浸水被害:床上1 万1,563棟、床下2万9,981棟(川口市の93.9%の2 万9,255棟、戸田町の70%の3,729棟浸水被害)/ 農業被害面積1万9,297町歩/農業被害金額5億 8,478万円	降水量(25~27日) 川口 392mm 最大風速 熊谷(27日1時50分) 12.4m/s、WNW 最低海面気圧 熊谷(27日) 983.3hPa
1966(S41) 6.27~28	大雨 (台風4号) (前線)	死者6名、負傷者12名、行方不明者2名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、流失2棟、一部破損13棟/住家浸水被害:床上1万7,665棟、床下5万8,888棟/農業被害:面積6万2,105町歩、金額18億3,000万円	降水量(28日) 行田 332mm 川越 331mm 熊谷 267.1mm 最大1時間降水量 行田 45mm 熊谷 32mm
1974(S49) 9.1	大雨 (台風16号)	負傷者3名、行方不明者1名/住家被害:全壊1棟、 半壊1棟、一部破損1棟/住家浸水被害:床上152 棟、床下1,177棟/山・崖崩れ25か所/農業被害: 面積3,869ha、金額9億6,600万円/農業施設:決壊 94か所、被害金額5億3,200万円	最大1時間降水量 影森 50mm 秩父 47mm 狩場坂 42mm 上吉田 30mm

【災害履歴(大雨(洪水)・大雪関連)】(続き)

年月日	災害名	観測値			
1982(S57) 9.10~12	大雨 (台風18号)	死者1名、負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部破損9棟/住家浸水被害:床上1万1,712棟、床下4万8,368棟/農業被害:面積9万6,107ha、金額43億2,158万円/被害総額76億3,184万円	降水量(10~12日) 浦山 387mm 熊谷 373mm 秩父 366mm 降水量(12日) 熊谷 301.5mm 最大風速 熊谷(12日20時30分) 10.5m/s、SE		
1991(H3) 9.18~19	大雨 (台風18号) (秋雨前線)	住家全壊1棟/住家浸水被害:床上6,382棟、床下2 万2,059棟/農業被害:面積2,994ha、金額19億5,8 69万円/道路被害348か所/崖崩れ7か所	降水量(18~19日) 浦和 240mm 熊谷 226mm 最大1時間降水量 熊谷 29.5mm 鳩山 27mm		
1993(H5) 6.21	大雨 (雷雨)	負傷者1名/住家一部損壊1棟/住家浸水被害:床上216棟、床下569棟	降水量(21日) 浦和 71mm		
1993(H5) 8.27	大雨 (台風11号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部破損2棟/住家浸水被害:床上2,060棟、床下15,787棟/農業被害:面積250ha、金額1億9,150万円	降水量(27日) 浦山 217mm 秩父 179mm 最大1時間降水量 浦山 33mm		
1996(H8) 9.22	大雨 (台風17号)	負傷者4名/住家被害:半壊1棟、一部損壊26棟/住家浸水被害:床上761棟、床下4,329棟/土砂崩れ7か所/橋流失/道路冠水/鉄道運休/停電	降水量(22日) 浦山 217mm 浦和 193mm		
1997(H9) 6.20	大雨 (台風7号)	負傷者2名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床上1棟、床下12棟/道路冠水/鉄道不通	降水量(20日) 所沢 127mm		
1998(H10) 1.8~9	大雪	負傷者5名/鉄道不通/農作物被害/道路通行止め /電話回線障害	積雪(8日24時) 秩父 28cm 浦和 21cm		
1998(H10) 1.15~16	大雪	負傷者24名/住家一部損壊3棟/農作物被害/交通 事故/停電	積雪(15日22時) 秩父 48cm 三峰 70cm 所沢 47cm 寄居 35cm		
1998(H10) 9.15∼16	大雨 (台風5号)	負傷者2名/住家一部損壊15棟/住家浸水被害:床上585棟、床下1,651棟/道路冠水/鉄道不通/農作物被害	降水量(15~16日) 浦山 287mm		
1999(H11) 7.13~15	大雨 (熱帯低気圧)	死者1名	降水量(13~15日) 越谷 115mm		
1999(H11) 8.13~16	大雨 (熱帯低気圧)	負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部損壊9棟/住家浸水被害:床上462棟、床下2,628棟/土砂崩れ340か所/鉄道不通/道路冠水/停電	降水量(13~14日) 浦山 478mm (荒川河川敷でキャ ンプの240人救出)		
2000(H12) 7.7~8	大雨 (台風3号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上599棟、床下1,834 棟/土砂崩れ1か所/道路冠水/農作物被害	降水量(7~8日) 浦山 216mm		
2000(H12) 8.5	大雨 (雷雨)	負傷者2名/住家浸水被害:床上370棟、床下914棟 /道路冠水/停電	降水量(5日) 浦和 64mm		

【災害履歴(大雨(洪水)・大雪関連)】(続き)

年月日	災害名	被害概要	観測値
2001(H13) 9.8~11	大雨 (台風15号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部損壊17棟/ 住家浸水被害:床上3棟、床下58棟/土砂崩れ9か 所/道路損壊/鉄道運休/農作物被害	降水量(8~11日) 浦山 741mm 最大1時間降水量(10 日12時) 都幾川 48mm
2004(H16) 10.8~10	大雨 (台風22号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上159棟、床下1,40 3棟/被害人員1,996人/農業被害:面積3ha、金額 1億5,946万円/林業被害:面積3ha、金額9,400万円/道路損壊/山崖崩れ・地滑り/被害総額10億 8,453万円	降水量(8~10日) 所沢 226mm 熊谷 191.5mm 最大1時間降水量 越谷 30mm 熊谷 22.5mm
2013(H25) 9.15~16	大雨 (台風18号)	負傷者15名/住家被害:全壊10棟、半壊23棟、一部損壊939棟/住家浸水被害:床上27棟、床下174棟/被害人員79人/被害総額1,136万円	降水量(15~16日) 三峰 240.5mm 秩父 229mm 最大1時間降水量 久喜 45mm 秩父 40.5mm 最大風速 寄居 15.9m/s、NW 最低海面気圧 秩父 981.3hPa
2014(H26) 2.14~15	大雪	死者3名、負傷者275名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、一部損壊4,638棟/孤立集落7市町1,427世帯/農業被害55市町村229億円	積雪 熊谷 62cm 秩父 98cm
2015(H27) 9.6~11	大雨 (関東東北集中 豪雨) (台風18号)	負傷者3名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床上880棟、床下3,992棟/被災人員1,056人/農業被害4,700万円/被害総額9,033万円	降水量(6~11日) 越谷 348.5mm 秩父 241.5mm 最大1時間降水量 熊谷 45mm 最大風速 熊谷 9.7m/s、E 最低海面気圧 秩父 1001.5hPa
2017(H29) 10.20~23	大雨 (台風21号)	負傷者11名/住家一部破損10棟/住家浸水被害: 床上488棟、床下550棟/土砂崩れ6か所/道路破損/農林業被害/鉄道運休/停電/断水	降水量(20~23日) 所沢 291.5mm 熊谷 289mm 最大1時間降水量 熊谷 46mm 鴻巣 41.5mm 最大風速 さいたま23日6h33m 14.6m/s、NW
2018(H30) 1.22~23	大雪	負傷者286名/道路通行規制/鉄道運休	積雪 熊谷 19cm 秩父 17cm
2019(R 元) 10.11~13	日本台風) (台風 19 号)	死者 4 名/負傷者 33 名/住家全壊 107 棟、半壊 570 棟、一部損壊 1,021 棟/住家浸水被害:床上 2,088 棟、床下 3,371 棟/被災人員 13,072 名/被害総額 74 億 1,390 万円	降水量(11~13日) 浦山 680.1mm ときがわ 603mm 最大1時間降水量 寄居 62mm 浦山 59mm 最大風速 さいたま12日22h00m 17.9m/s、WNW

資料:「埼玉県地域防災計画(資料編)」令和3年3月、埼玉県防災会議「埼玉県の気象災害誌」平成29年3月、熊谷地方気象台「埼玉県気象速報」熊谷地方気象台「消防庁災害情報」消防庁

第3章 基本的な考え方

1 想定するリスク

市内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、風水害、竜巻、大雪の 4種類を基本とし、それぞれの規模を次のように想定します。

災害の種類	想定する規模
地震	最大震度 6 強の地震を想定 新座市地域防災計画と同様に中央防災会議が想定している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震(Mw7.3)」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震(Mw6.8)」が発生することを想定します。これらの地震では市域で最大震度 6 強の揺れが想定され、その揺れ等に起因する主な被害は次のとおりです。 死者 302 人 避難者(最大) 12,458 人 建物全壊(木造) 4,364 棟
風水害	想定最大規模の大雨(概ね1000年に一度程度の確率で発生すると考えられる大雨)を想定 洪水・土砂災害ハザードマップの作成に用いた概ね1000年に一度程度の確率で発生すると考えられる大雨(荒川流域の72時間総雨量632mm、新河岸川流域の2日間総雨量746mm)を想定します。柳瀬川の周辺で最大3mの浸水が想定されます。
竜巻	国内最大級(F3クラス)の発生を想定 F(藤田スケール)とは、竜巻等の被害状況から風速を6段階(F0~F5)で評定するもので、被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示すものです。国内では、F4以上の竜巻が観測された事例は存在しないめ、本計画においては国内最大級と言われる「F3」クラスの竜巻が発生した場合の被害を想定します。 ※F3(70~92m/秒(5秒平均))=壁が押し倒され住家が倒壊したり、自動車が持ち上げられて飛ばされたりする強さ。
大雪	平成26年2月の大雪と同等の大雪を想定 平成26(2014)年2月には、2週続いて関東甲信地方に大雪が降り、 熊谷市で62cm、秩父市では98cmと、観測史上最大の積雪を記録しま した。 この大雪の影響で、県内で落雪、転倒等による人的被害や停電が発生した ほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止め等、交通機関にも大きな 影響を及ぼしました。

2 基本目標

国の基本計画および県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次のとおり設定します。

基本目標	①市民の生命を最大限守ること
	②地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
	③市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
	④迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3 事前に備えるべき目標

国の基本計画および県地域計画を踏まえ、基本目標をもとに本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

	①被害の発生抑制により人命を保護する
	②救助・救急・医療活動により人命を保護する
	③交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
事前に	④必要不可欠な行政機能を確保する
備えるべき 目標	⑤生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
	⑥経済活動の機能を維持する
	⑦二次災害を発生させない
	⑧大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第4章 脆弱性評価結果、推進方針

1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を引き起こさないよう対策を講じることができているかを評価するものです。

大規模な自然災害に対する脆弱性を評価することは、本市における国土強靱化に必要な施策を明らかにし、施策の効果的・効率的な実施につながることから非常に重要なプロセスです。

そのため、想定するリスクや本市の地域特性を踏まえてリスクシナリオを設定し、その 回避や被害軽減に資する現在の本市の取組について脆弱性を評価し、リスクシナリオの回 避・被害軽減に向けた推進方針を決定します。

【脆弱性評価の流れ】

- 事前に備えるべき目標
- 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
- 施策分野

の設定

【脆弱性の評価】 最悪の事態回避に向け た施策の現状を分析・ 評価

強靱化に資する施策 の推進方針の決定

2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

本計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない(基本法第14条) ものであるため、基本計画で設定された45のリスクシナリオや県地域計画で設定された 37のリスクシナリオと調和を保ちつつ、本市の地域特性等を踏まえ、事前に備えるべき 目標に対応した以下の34のリスクシナリオを設定します。

【事前に備えるべき目標と起きてならない最悪の事態 (リスクシナリオ)】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ
	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
加中小丝件加出一上八	1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
被害の発生抑制により 人命を保護する	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生 する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事 態
	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
救助・救急・医療活動に	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
より人命を保護する	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3-1	沿線建物の倒壊や信号機停止等により道路・線路が閉塞する事態
3	3-2	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
交通ネットワーク、 情報通信機能を確保する	3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-4	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	4-1	被災等により治安が悪化する事態
必要不可欠な行政機能を 確保する	4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
生活・経済活動に必要な ライフラインを確保し、	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
早期に復旧する	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
経済活動の機能を維持する	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7 二次災害を発生させない	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手でき ない事態
大規模自然災害被災後でも 迅速な再建・回復ができる	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
比述な円建・凹後ができる。	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-7	貴重な文化財等の損失が発生する事態

3 脆弱性評価結果、推進方針

本市で想定した34のリスクシナリオごとに最悪の事態の回避や被害の軽減に向けた施策を抽出し、その施策の現状に課題等がないかについて分析・評価を実施しました。また、この脆弱性評価の結果を踏まえ、今後の推進方針をまとめました。

脆弱性評価の結果と推進方針の詳細については、【資料編】の「脆弱性評価結果と推進方針」のとおりです。

4 施策分野の設定

本計画における施策分野は、「総合計画」と調和を図るため、総合計画における基本政策の6分野(①「福祉健康」、②「教育文化」、③「都市整備」、④「市民生活」、⑤「安全安心」、「基本構想の推進のために」)に合わせて設定します。

また、リスクシナリオと施策分野の関係を次項の表に整理しました。

第5次新座市総合計画 基本政策		
	○子育て支援	○高齢者福祉
① 福祉健康	○障がい者福祉	○生活困窮者支援
	○健康づくり・保健衛生	〇国民健康保険・国民年金
	〇地域福祉	
	○就学前教育	○学校教育
② 教育文化	〇青少年健全育成	〇生涯学習
	〇文化芸術	〇スポーツ・レクリエーション
	○都市づくり	〇公共交通網
】 ③ 都市整備	〇公園・緑地	○道路
3 部川笠浦	○河川・水路	〇上水道
	〇下水道	
┃ ④ 市民生活	〇地域活動	〇地域経済振興
(4) 印氏主治 	〇環境保全	〇生活環境
⑤ 安全安心	○危機管理	
甘木堪相の推准のために	○共創のまちづくり	〇人権
基本構想の推進のために	○シティプロモーション	〇行財政運営

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と施策分野の関係】

1-1 人災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	[他さてはなりない取志の事態(リスノン) リカ)			施策分野				
1-2		リスクシナリオ	福祉	教育	都市	市民	安全	基本構想の推進のために
1-3 異常版	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態						
1-4	1-2	る事態	•	•	•		•	
1-4 生する事態	1-3	者が発生する事態		•	•		•	
1-6	1-4	生する事態		•	•		•	
1-0 者が発生する事態	1-5	負傷者が発生する事態			•			
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	1-6		•				•	
2-2 事態	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態						
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-5 紫酸な選難生活環境、不十分な健康管理による多数の 被災者の健康状態の悪化・死者の発生 3-1 室寸る事態 3-2 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態 3-2 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態 3-4 情報通信が輻輳・途絶する事態 4-1 被災等により治安が悪化する事態 4-2 に発生する事態 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 5-3 取水停止等により、総水停止が長期化する事態 5-4 汚水処理の長期間停止等により、洗水が滞留する事態 5-5 が悪化する事態 6-6 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 6-2 未決理の長期間停止等により、経済活動が停滞する事態 6-2 未決理の長期では、大規模延焼が発生する事態 6-2 未決理の表が表に低下する事態 6-2 未決理の表が表に低下する事態 6-2 未決理の表が表に低下する事態 6-3 取水停止等により、経済活動が停滞する事態 6-4 持衛が成化する事態 6-5 が悪化する事態 6-5 が悪化する事態 6-7 により、大規模延焼が発生する事態 6-8 未発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 6-8 未対理の表が表にはする事態 6-9 は成れの基盤インフラの崩壊等により、復日・復興が大幅に遅れる事態 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞をある事態 6-2 株別の基盤インフラの崩壊等により、復日・復興が大幅に遅れる事態 6-3 非常に遅れる事態 6-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 6-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	2-2		•				•	
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の	2-3		•		•		•	
2-5 被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-4							
3-1 塞する事態	2-5		•				•	
1	3-1				•		•	
3-4 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する 事態	3-2	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態						
3-4 事態	3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態			•			
4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	3-4			•	•		•	
5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	4-1	被災等により治安が悪化する事態						
5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	4-2			•	•		•	
5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態						
5-4	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					•	
5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態						
5-5 が悪化する事態	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態			•			
6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	5-5		•	•		•	•	
7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態						
7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	6-2					•		
7-3 危険物・有害物質等が流出する事態 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態			•		•	
8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態			•			
8-1 滞する事態 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態				•	•	
8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 ● 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 ● 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 ● 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態 ●	8-1		•		•	•	•	
8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大			•			
8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 ● ● 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態 ●	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興			•		•	
	8-4				•			
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態			•			
【8−6 牙慟刀の减少等により、復旧上事か大幅に遅れる事態 😈 😈 😈	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	•			•	•	
8-7 貴重な文化財等の損失が発生する事態 ● ● ●	8-7	貴重な文化財等の損失が発生する事態		•	•			•

第5章 計画の推進

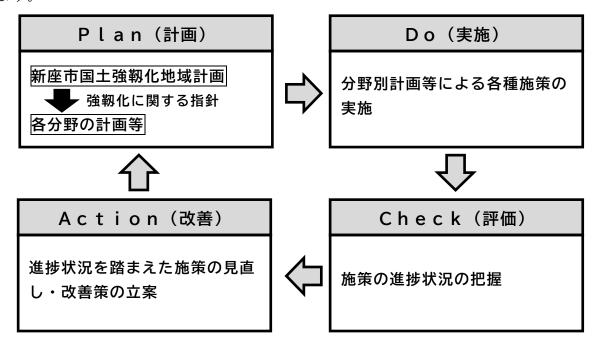
1 計画の推進と進捗管理

本計画に位置付けた各種施策については、「総合計画」、「新座市地域防災計画」や各分野の計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、国の国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する支援を積極的に活用し、国土強靱化に係る事業を推進します。その対象となる事業の一覧を【資料編】の「交付金・補助金対象事業の一覧」に示します。

本計画では、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が 行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図り ます。



2 計画の見直し

令和4年度を始期とし、国の基本計画・県地域計画の見直しや「総合計画」の改定、社会経済情勢等の変化、強靱化に資する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

なお、【資料編】については、各年度の各施策等の実施状況を踏まえて見直しを行うこと します。

